

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国


回答書

平成28年8月31日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 


斉 藤 雅 彦 

長谷川 律 

鶴 田 き < 

滝 波 泰 

越 政 樹 

武 田 久仁子 

被告は、本回答書において、原告らの2016年（平成28年）7月27日付け開示及び釈明請求書（以下「開示等請求書」という。）に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本回答書において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 開示等請求書1に対する回答

開示等請求書1において原告らが開示を求める各文書については、平成28年5月31日付け被告第6準備書面（以下「被告第6準備書面」という。）第4の2(2)（21ページ）で回答したもののほか、乙第70号証（官報）のいわば原稿となる「文部科学省令第三号」（本件改正省令）と題する書面及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文」（以下「新旧対照表」という。）と題する書面があるが、いずれも、意見公募手続文書（乙第71号証）の添付文書と同一内容である（本件改正省令は、乙第71号証9及び10枚目であり、新旧対照表は、同11及び12枚目である。）。

なお、乙第69号証及び同第70号証については、電磁的記録が存在するが、既に提出済みのものと同一内容であるため、提出の要を認めない。

その他、原告らが開示を求める「書面及び電磁的記録（公文書管理法上の行政文書のみならず、これに該当しない担当者のメモ、手控え、電子メール、未完成文書等一切の記録を含む。）」は、存在しない。

1 開示等請求書1(1)に対する回答

原告らが主張する「本件省令改正が支給法の委任の範囲内か否かについての検討・協議」が、いかなるものを念頭に置いているのか不明であるが、本件省令改正は、支給法2条1項5号の委任を受けた本件省令1条1項2号の改正であって、当然に支給法の委任の範囲内であることを前提として立案され、当該趣旨に基づき省令案の審査がなされている。それ以外に、委任の範囲内か否か

について個別に検討・協議した事実はない。

2 開示等請求書 1 (2) に対する回答

前記 1 で述べたとおり、支給法自体を改正する手法を検討・協議した事実はない。

3 開示等請求書 1 (3) ないし (5) に対する回答

乙第 69 号証は、平成 25 年 1 月 11 日、文部科学省大臣官房総務課法令審議室（以下「法令審議室」という。）に提出された。そして、同日から同年 2 月 4 日までの間、法令審議室において審査が行われ、修正を経た上で、乙第 72 号証が起案され、決裁を経て乙第 70 号証のとおりの内容となったものである。

乙第 69 号証の原案作成者は、当時支援室企画係長であった中村真太郎氏（以下「中村係長」という。）であるが、原案作成開始日は不明である。

本件省令改正に関与した者は、乙第 72 号証の「決裁・供覧欄」記載の者であって、主任視学官であった望月禎氏（以下「望月主任視学官」という。）以下の者は、起案部署の各官職の立場から内容を協議・確認し、それ以外の者は、大臣の決裁を得る際に必要な決裁手続の過程において各官職の立場から承認したものである。

第 2 開示等請求書 2 に対する回答

開示等請求書 2 において原告らが開示を求める各文書については、被告第 6 準備書面第 4 の 2 (3) (21 ページ) で回答したとおりである。

なお、乙第 71 号証の 2 ないし 4 枚目及び 6 ないし 8 枚目については、電磁的記録が存在する（また、乙第 71 号証の 1 枚目及び 5 枚目、甲 60 号証の 2 については、現在もインターネット上で公表されている。）が、既に提出済みのもので同一内容であるため、提出の要を認めない。

その他、原告らが開示を求める「書面及び電磁的記録（公文書管理法上の行

政文書のみならず、これに該当しない担当者のメモ、手控え、電子メール、未完成文書等一切の記録を含む。)は、存在しない。

1 開示等請求書 2 (1) 及び(3)に対する回答

乙第 7 1 号証に係る意見公募手続については、支援室が同号証 2 ないし 4 枚目の資料を作成した上で（原案作成開始日は不明）、同号証 1 枚目の内容を含め、文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室（以下「行革室」という。）に伝え、行革室が「電子政府の総合窓口（e-Gov）」のシステムに情報を登録したことにより、平成 24 年 12 月 28 日から意見公募手続が開始された。

また、乙第 7 1 号証 4 枚目の原案作成者は、中村係長であり、望月主任視学官以下の乙第 7 2 号証「決裁・供覧欄」記載の者が起案部署の各官職の立場から内容を協議・確認した。

2 開示等請求書 2 (2) に対する回答

前記 1 の意見公募手続を行うに際し、文部科学省以外の機関との間で掲載手続を行った事実はない。

第 3 開示等請求書 3 に対する回答

1 開示等請求書 3 (1) に対する回答

原告らの求める「24 文科初 第 1 1 2 8 号」及び「24 文科初 第 1 1 2 9 号」については、文書番号が取得されたものの文書が作成されておらず、欠番となっている。

2 開示等請求書 3 (2) に対する回答

被告第 6 準備書面第 4 の 3（22 ページ）で回答したとおり、本件不指定処分の決裁文書は乙第 7 3 号証である。同号証 3 枚目には「同規程（引用者注：本件規程）第 1 3 条に適合すると認めるに至らなかったことから、認められません。」と記載されている。

なお、原告らは、「本件不指定に関する決裁文書が乙 7 2 号証及び乙 7 3 号

証のみであるとすれば」などとして、乙第72号証が本件不指定処分の決裁文書かのように主張するところ（開示等請求書3・3ページ）、被告第6準備書面第4の2(4)（22ページ）で回答したとおり、乙第72号証は、本件省令改正に係る決裁文書であり、本件不指定処分に関するものではないから、念のため付言する。

以上

平成28年8月31日

送 付 書

原告ら訴訟代理人 弁護士 金敏寛 様
[FAX 093-953-8752]

被告指定代理人 鶴田 きく 
[TEL 092-721-4576]
[FAX 092-735-1589]

福岡地方裁判所小倉支部 平成25年(ワ)第1356号
平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件
原告 甲ほか67名
被告 国

次回期日 平成28年9月29日 午後2時00分
送付文書内容 回答書 1通 (5枚)

上記のとおり、本文書を含めず1通(5枚)を送付します。

なお、原告ら訴訟代理人におかれましては、受領後、直ちに落丁の有無を確認し、下記受領書部分に受領の旨を記載の上、当代理人と福岡地方裁判所小倉支部第3民事部の2か所に、そのままFAX送信していただきますようお願いいたします。

----- (切り取らない) -----

受 領 書

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中
被告指定代理人 鶴田 きく 苑

上記文書計 1通(5枚) を平成28年8月31日受領しました。

原告ら訴訟代理人 弁護士

金敏寛

